

令和6年4月～

家庭用防犯カメラの

設置者は補助が受けられます

※補助率1/2 個人の方上限20,000円・共同住宅の所有者等上限100,000円

ご自宅等の侵入犯罪、地域における犯罪等を未然に防止するために、家庭用防犯カメラを設置する方に対し、カメラ設置費補助制度を行っています。

対象者

個人：市内在住の方で自宅等に
居住する方
共同住宅：4戸以上の共同住宅の
所有者等



※その他要件あり（市税及び国民健康保険税を完納していること等）

補助額

家庭用防犯カメラの購入費・設置工事費・設置表示費の
2分の1の額で個人は上限20,000円、
共同住宅は上限100,000円

補助対象カメラ

- 自宅等及び車庫等の付属建物に設置するもの
- 自宅等（隣接する公共空間を含む。）を継続して撮影し
撮影した画像又は映像を常時記録する機能を備えたもの
- 夜間撮影ができるもの
- 追跡機能を有しないもの
- 賃借により設置したものではないもの



※注意点

- ①購入前に申請することが条件です。
- ②令和6年4月1日以降に購入・設置したものが対象となります。

お問い合わせ 蕨市役所安全安心課（市役所3階15番窓口）

電話 048-430-7834

窓口受付 平日8時30分～17時15分（郵送受付可）



申請から交付までの流れ(概要)

申請者

市役所

◆提出書類の用意

- (1) 補助金交付申請書の記入
- (2) 設置するカメラの概要がわかる書類
- (3) 補助対象経費及び内訳が分かる見積書の写し
- (4) カメラ設置場所の現況写真及び見取図
- (5) カメラの適正運用に関する誓約書
- (6) カメラの設置に係る住宅所有者の同意書
(自宅等の所有者以外の者が申請する場合)
- (7) 申請者の運転免許証、マイナンバーカード等
本人確認書類の写し など

申請書の提出

◆申請書受理

- ・申請書類の審査
- ・現地調査(必要に応じ)
- ・カメラに関する要件審査

安全安心課
自治安全係

補助金交付決定

◆交付決定通知書受理

交付決定通知

◆防犯カメラ購入

防犯カメラ設置工事着手
防犯カメラ設置表示版の設置



◆交付条件

- ・屋外又は共同住宅の共用部分に設置し、原則として敷地及び公共空間を撮影することとし、許可なく他人の建物や敷地を写さないこと。
- ・夜間の撮影が可能なもの及び追跡機能を有しないもの
- ・撮影した画像又は映像を常時記録することが可能なこと
- ・年度内に完了すること
- ・誓約書の内容を遵守すること

◆報告書の用意

- (1) 補助金実績報告書の記入
- (2) 設置に係る領収書の写し
- (3) 設置したカメラの現況写真など

報告書の提出

◆報告書受理

- ・報告書類の確認
- ・現地調査(必要に応じ)

補助金額確定

◆補助金確定通知受理

確定通知

◆請求書の用意

- (1) 補助金交付請求書の記入
(振込先口座の記入)

請求書の提出

◆請求書受理

◆補助金の受取

口座振込

◆補助金の支払い手続き

※この補助制度を受けるために提供された個人情報、個人情報の保護に関する法律に基づき、蕨市において適正に管理し、補助に関する目的以外に使用することはありません。



みんなで作ろう
安全のまち

